



# 第一種動物取扱業者（販売業）の皆様へ 店舗での動物の現物確認・対面説明が義務化されます



「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正され、令和2年6月1日から施行されます。

## 事業所での動物の現物確認、対面説明が義務化

- 動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）の販売にあたり、動物を購入しようとする者に対して、その事業所において、動物の現在の状態を直接見せる（現物確認）とともに、18項目の重要事項を対面で文書等を用いて説明する（対面説明）ことが規定されます。

## 対象者

- 哺乳類、鳥類、爬虫類の販売を行う全ての第一種動物取扱業者です。
- 小売業（第一種動物取扱業者以外への動物の販売）が対象です。第一種動物取扱業者に対して販売を行う場合（卸売などの業者間取引）は除きます。  
（業者間取引でも、重要事項の説明文書の交付はこれまで通り必要です。）

## 必要な手続

- ① 既に事業所に飼養施設を設置している事業者  
→新たな手続は必要ありません。現物確認、対面説明を事業所で実施してください。
- ② これまで事業所に飼養施設を設置していない事業者
  - (1) 令和2年6月以降、動物の小売業を行う場合  
→事業所に飼養施設を設置する必要があります。  
事業所を移転して、移転先に飼養施設を設置する場合は新規登録申請が必要です。
  - (2) 業者間取引のみを行う場合  
→飼養施設の設置は必須ではありませんが、手続が必要な場合があります。  
（業務内容を「卸売のみ」に変更する業務内容・実施方法変更届出書等）

※ 必要な手続の詳細については、動物愛護相談センターまでお問い合わせください。

※ 改正法の本文は、環境省ホームページをご確認ください。

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/nt\\_r010619\\_39.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html)

### 問い合わせ先

#### 23区・島しょ

東京都動物愛護相談センター  
電話 03-3302-3507(番号案内1)

#### 多摩地区

東京都動物愛護相談センター多摩支所  
電話 042-581-7435